

(案)

石子相談第 号

令和2年6月 日

各位

子ども相談センター長

上ヶ嶋 浩幸

ひとり親世帯へ地元食材（石狩産米）の支給についてのお知らせ

日頃より石狩市の福祉行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、経済的に厳しい状況下にあるひとり親世帯に対し、経済支援及び子の健全な育成のための食事支援を行うことを目的として、地場産品である石狩産米を支給する事業を開始いたします。

なお、本支給事業は、業務委託のため外部事業者である「石狩市観光協会」、「石狩市農協」、「運送業者」へ対象世帯の宛先情報（住所、氏名）を提供することとなります。

記

1. 地元食材（石狩産米）の支給を受ける方

支給を受ける方は、特に 申請等の手続きは必要ありません。

2. 地元食材（石狩産米）の支給を辞退される方

支給の受給を辞退される方は、同封しております「ひとり親世帯へ地元食材（石狩産米）の支給事業受給拒否の届出書」を届出先へご提出いただくことで支給されません。また、外部事業者へ宛先情報も提供されません。【受給拒否の届出期限】令和2年6月19日（金）まで

3. 支給品

1世帯1回10kgの石狩産米を2回支給

※ただし、第2回目支給時に支給対象者でない場合や第2回目支給時のみ支給対象者となった場合は1回のみでの支給となります

4. 支給時期について

(1) 第1回目支給 6月下旬支給開始

(2) 第2回目支給 10月下旬支給開始

【問い合わせ、届出先】

石狩市保健福祉部子ども相談センター（担当：田原、三上）

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL：0133-72-3195 FAX：0133-72-3071